

令和6年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和6年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	5
第 3 号	令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	7
第 4 号	令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	11
第 5 号	香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	15
第 6 号	香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例議案	17
第 7 号	香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案	19
第 8 号	香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例議案	20
第 9 号	香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案	22

令和5年度

香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(第 1 号)

令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(1) 給水戸数	491,980戸	△	1,292戸	490,688戸
(2) 年間総給水量	123,284,779m ³	△	3,112,049m ³	120,172,730m ³
(3) 1日平均給水量	336,844m ³	△	8,503m ³	328,341m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道設備費	△	450,706千円	2,492,207千円
	経年施設更新整備事業費	△	96,947千円	9,004,116千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 水道事業収益	23,663,991千円	△	467,402千円	23,196,589千円
第1項 営業収益	21,521,740千円	△	488,809千円	21,032,931千円
第2項 営業外収益	2,142,046千円		11,372千円	2,153,418千円
第3項 特別利益	205千円		10,035千円	10,240千円
	支		出	
第1款 水道事業費用	22,863,686千円		364,501千円	23,228,187千円
第1項 営業費用	21,646,632千円		145,157千円	21,791,789千円

第2項 営業外費用	1,120,322千円	95,861千円	1,216,183千円
第3項 特別損失	26,732千円	123,483千円	150,215千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「11,237,284千円」を「9,866,513千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	7,124,768千円	457,913千円	7,582,681千円
第1項 企業債	4,697,447千円	103,400千円	4,800,847千円
第2項 出資金	431,424千円	296,556千円	727,980千円
第3項 補助金	1,314,970千円	△ 276千円	1,314,694千円
第4項 負担金	435,639千円	58,233千円	493,872千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	18,362,052千円	△ 912,858千円	17,449,194千円
第1項 建設改良費	14,601,949千円	△ 762,923千円	13,839,026千円
第2項 企業債償還金	3,566,428千円	△ 1,129千円	3,565,299千円
第5項 補助金返還金	148,806千円	△ 148,806千円	0千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条の債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

別 表		
債 務 負 担 行 為 補 正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
東 部 浄 水 場 導 水 系 非 常 用 発 電 設 備 更 新 工 事	令 和 6 年 度	千円 70,000

(企業債の補正)

第6条 予算第6条の表限度額の欄中「4,697,447千円」を「4,800,847千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第8条中「(1) 職員給与費 4,200,219千円」を「(1) 職員給与費 4,223,654千円」に、「(2) 交際費 231千円」を「(2) 交際費 219千円」に改める。

(構成団体からの補助金の補正)

第8条 予算第9条中「125,334千円」を「107,196千円」に改める。

令和5年度

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(第 2 号)

令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(1) 給水事業所数	42事業所	△	1事業所	41事業所
(2) 年間総給水量	20,190,000m ³		9,000m ³	20,199,000m ³
(3) 1日平均給水量	55,164m ³		25m ³	55,189m ³
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	128,680千円	△ 7,230千円	121,450千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款 工業用水道事業収益	790,008千円		14,702千円	804,710千円
第1項 営業収益	755,118千円		3,446千円	758,564千円
第2項 営業外収益	34,890千円		11,256千円	46,146千円
		支	出	
第1款 工業用水道事業費用	706,019千円	△	17,803千円	688,216千円
第1項 営業費用	656,341千円	△	18,073千円	638,268千円
第2項 営業外費用	44,678千円	△	538千円	44,140千円
第4項 特別損失	0千円		808千円	808千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「299,180千円」を「272,994千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	7,875千円		△ 75千円	7,800千円
第1項 補助金	7,875千円		△ 75千円	7,800千円
	支		出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	307,055千円		△ 26,261千円	280,794千円
第1項 建設改良費	186,968千円		△ 27,271千円	159,697千円
第5項 補助金返還金	0千円		1,010千円	1,010千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条中「(1) 職員給与費 112,666千円」を「(1) 職員給与費 122,202千円」に改める。

令和6年度

香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(第 3 号)

令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	491,336戸
(2)	年間総給水量	119,625,783m ³
(3)	1日平均給水量	327,742m ³
(4)	主な建設改良事業	広域水道設備費
		2,410,875千円
	経年施設更新整備事業費	8,611,727千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		22,945,362千円
第1項 営業収益		20,791,475千円
第2項 営業外収益		2,153,870千円
第3項 特別利益		17千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,908,172千円
第1項 営業費用		21,622,302千円

第2項 営業外費用	1,108,807千円
第3項 特別損失	127,063千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,606,690千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 水道事業資本的収入	8,099,385千円
第1項 企業債	5,858,000千円
第2項 出資金	594,221千円
第3項 補助金	1,008,043千円
第4項 負担金	393,833千円
第5項 加入金	2,288千円
第6項 有価証券売却代金	200,000千円
第7項 長期借入金	43,000千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	16,706,075千円
第1項 建設改良費	13,103,823千円
第2項 企業債償還金	3,409,818千円
第3項 他団体借入金償還金	4,897千円
第4項 基金造成費	10千円
第5項 補助金返還金	147,527千円
第6項 予備費	40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
御 厩 配 水 池 増 設 工 事	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	1,380,000
綾 川 浄 水 場 排 水 処 理 事 機 械 設 備 工 事	令 和 7 年 度	253,000
綾 川 浄 水 場 排 水 処 理 事 電 気 設 備 工 事	令 和 7 年 度	169,000
中 部 浄 水 場 受 変 電 設 備 事 更 新 工 事	令 和 7 年 度	250,000
浄 水 場 電 気 ・ 機 械 事 設 備 維 持 修 繕 工 事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 7 年 度	22,800
浄 水 系 上 工 水 管 路 事 維 持 修 繕 工 事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令 和 7 年 度	50,000
綾 川 浄 水 系 上 水 管 路 事 維 持 修 繕 工 事	令 和 7 年 度	500
広 域 送 水 管 理 セ ン タ ー 公 用 車 リ ー ス 3 台	令 和 7 年 度 ～ 令 和 12 年 度	12,000
水 道 事 業 ビ ジ ョ ン ・ 経 営 戦 略 策 定 業 務 委 託	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	45,000
御 殿 配 水 池 送 水 事 施 設 築 造 工 事	令 和 7 年 度 ～ 令 和 9 年 度	700,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	5,858,000千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,300,924千円

(2) 交際費 171千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、119,570千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、172,980千円と定める。

令和6年度

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(第 4 号)

令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		42事業所
(2) 年間総給水量		20,203,000m ³
(3) 1日平均給水量		55,351m ³
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	327,788千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		802,034千円
第1項 営業収益		755,603千円
第2項 営業外収益		46,431千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		740,564千円
第1項 営業費用		692,393千円
第2項 営業外費用		43,171千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,521千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		23,400千円
第1項 補助金		23,400千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		528,921千円
第1項 建設改良費		420,711千円
第2項 企業債償還金		56,500千円
第3項 他団体借入金償還金		50,000千円
第4項 補助金返還金		710千円
第5項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和7年度	千円 4,000
浄水系上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和7年度	12,000
綾川浄水場排水処理機械設備工事	令和7年度	183,000

綾川浄水場排水処理電気設備工事	令和7年度	121,000
中部浄水場受変電設備更新工事	令和7年度	40,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

122,258千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

予 算 外 議 案

(第 5 号 ~ 第 9 号)

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

第2

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和6年4月1日から施行する。
 - 2 第1の表の改正部分による改正後の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- （期末手当の内払）

- 3 改正後の条例第4条第3項の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び10項を加える。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 4 令和14年3月31日までの間、企業長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下次項及び附則第8項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - （1） 第2条の規定により退職した者
 - （2） 第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - （3） 第13条の規定により採用された者のうち、法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - （4） 25年以上勤続して退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - （5） 25年以上勤続して退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、この項又は附則第8項の規定による採用をされたことがある者
- 5 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 6 暫定再任用職員等（附則第4項又は第8項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員等の当該更新直前の任期における勤務実績が、勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 7 企業長は、暫定再任用職員等の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員等の同意を得なければならない。
- 8 令和14年3月31日までの間、企業長は、法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年をいう。附則第13項において同じ。）に達している者（第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 9 前項の場合においては、附則第5項から第7項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）
- 10 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4項から前項までの規定が適用される間における各年の4月1日をいう。以下この項から附則第12項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年が基準日の前日における定年を超える職とする。
 - （1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - （2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 11 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該

職に係る定年に達している者とする。

- 12 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第10項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 13 企業長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、第13条の規定により採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第20条 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第29条 略 2 略 3 略 4 第4条、第6条、第8条、第10条、第18条及び第21条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 5 略 6 第19条及び第20条の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で企業長が定めるものには適用しない。</p>	<p>(勤勉手当) 第20条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第29条 略 2 第5条、第6条、第8条、第12条、第13条及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 略 4 第4条、第6条、第8条、第10条、第18条、<u>第20条</u>及び第21条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 5 略 6 第19条の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で企業長が定めるものには適用しない。</p>

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）附則第6項に規定する暫定再任用職員等は、第23条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第29条第2項の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第8号

香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例議案

(香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>

(香川県広域水道企業団監査委員条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団監査委員条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 法第292条において準用する法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の8第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 法第292条において準用する法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の2第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年香川県広域水道企業団条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2の7第1項の規定に基づき、企業長等（香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第292条において準用する同法第243条の2の7第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2第1項の規定に基づき、企業長等（香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第292条において準用する同法第243条の2第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第9号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去（第6条及び第7条において「給水装置の新設等」という。）を行おうとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条 略</p> <p>2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去（第6条及び第7条において「給水装置の新設等」という。）を行おうとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第37条 企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。</p> <p>2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

